

鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱の一部を改正する要
綱

鹿屋市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第
253号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。